

議第370号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第2水産物部の項中「生鮮まぐろ類（20キログラム以下のものを除く。）、冷凍まぐろ類（腹部を切り開き、えらと内臓を除いたものに限る。）及び」を削る。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

提案理由

京都市中央卸売市場第一市場において卸売を行う一部の生鮮まぐろ類及び冷凍まぐろ類の売買取引の方法を変更する必要があるので提案する。